

保育教諭等の資格の特例に関する調書

職員の氏名	現在の 保有資格	特例を受ける 職 種	資 格 特 例	資 格 取 得 に 向 け た 計 画

※ 特例措置を受ける職種欄には、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）、助保育教諭、講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）の区分を記入すること。

※ 保育教諭等の資格特例欄には、以下の番号（①～③）を記入すること。

（資格特例欄が③の者は、現在保有している資格欄及び特例措置を受ける職種欄は、記入不要。）

※ 不足する場合は適宜行を追加すること（複数枚による提出も可）

.....
 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律 付則第5条

- ①施行日から起算して10年間は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（第3項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。【付則第5条第1項】
- ②施行日から起算して10年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。【付則第5条第2項】
- ③施行日から起算して10年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第7項に規定する旧免許状所持者であって、同条第2項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第3項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第3号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第7項の規定は、適用しない。【付則第5条第3項】
-